

厚生労働省和歌山労働局発表
平成25年4月30日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部監督課
	監督課長 杉山 彰浩
	監察監督官 畷 寿樹
	電話 073 (488) 1150
	FAX 073 (475) 0113

平成24年 監督指導実施状況取りまとめ結果

－監督を実施した1,761事業場のうち約63%が法違反－

厚生労働省和歌山労働局（局長 ゆずりはしんいち 榎葉伸一）は、平成24年において、県下の5つの労働基準監督署が実施した臨検監督^{*1}の実施結果を取りまとめた。

その結果、平成24年1月から12月までの間に、1,761事業場に対して臨検監督を実施し、そのうち、法違反を確認して是正勧告^{*2}を行った事業場は1,111件であり、63.1%もの事業場に何らかの法違反が認められる結果となった。

法違反の内容としては、

- ①安全基準^{*3}に関するもの 326件（18.5%）
- ②労働時間に関するもの 310件（17.6%）
- ③割増賃金に関するもの 218件（12.3%）

となっていた。

和歌山労働局では、「①災害復旧工事及び災害増加業種等を中心とした労働災害の防止、②賃金不払残業防止など法定労働条件の履行確保、③過重労働による健康障害防止など」を平成25年度の課題として、今後も引き続き臨検監督等の監督指導を実施していくこととしている。

- *1 労働基準監督官が事業場に赴き実地に調査・指導を行うもので、今回の取りまとめにおいては労働者からの申告に基づくもの、労働災害を契機とするものは除いている。
- *2 労働基準監督官が臨検監督等において労働関係法令違反を認めた場合、是正期日を定めて書面による是正勧告を行った上で、是正確認を行うこととしている。
- *3 労働安全衛生法において規定されるもののうち、機械・設備等の設置や作業方法、安全装置等について定めた基準。

1 監督指導実施状況の概要

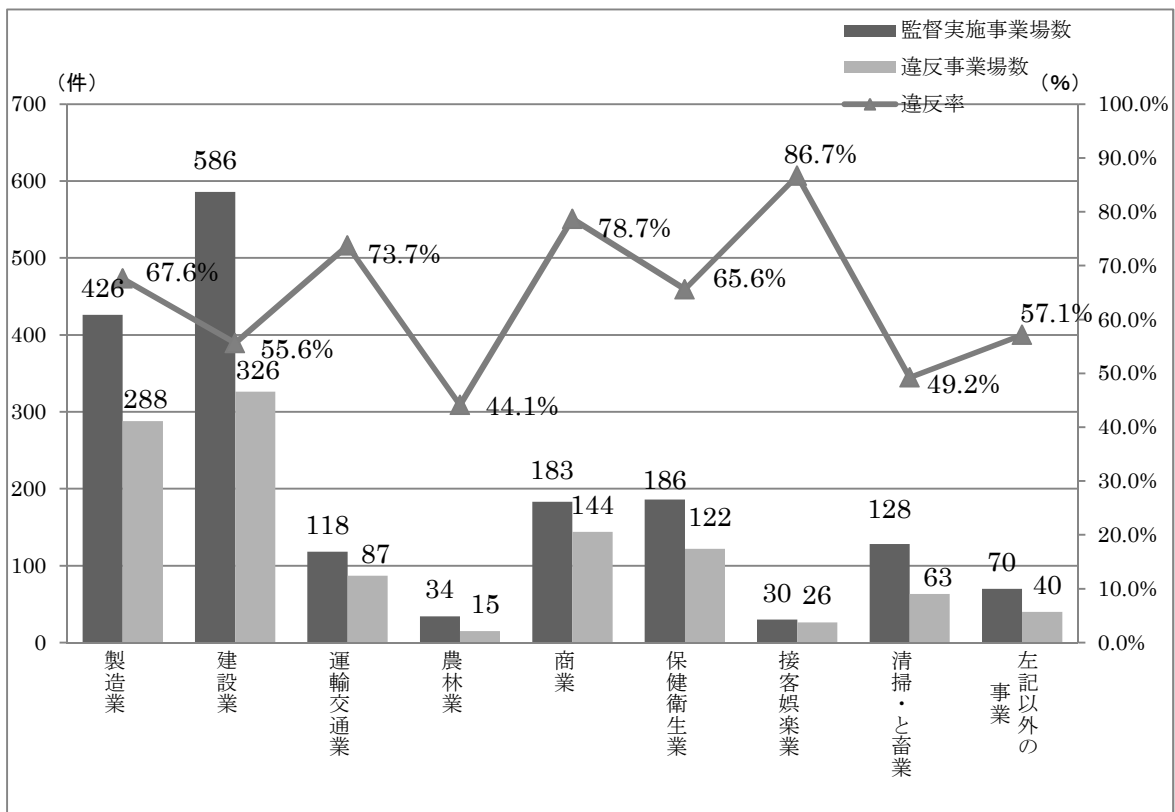
(1) 平成24年に和歌山労働局が臨検監督^{*1}を実施した事業場数は1,761件、うち労働関係法令違反が認められたとして是正勧告を行った事業場数は1,111件であり、違反率は63.1%であった。

業種別の違反率の状況は、図1のとおりであり、

- ①接客娯楽業 (86.7%)
- ②商業 (78.7%)
- ③運輸交通業 (73.7%)
- ④製造業 (67.6%)
- ⑤保健衛生業 (65.6%)

の順に、高い違反率となっていた。

図1 平成24年度 業種別監督実施状況



* 監督実施事業場数が30件に満たない業種は、まとめて「左記以外の事業」とした。

(2) また、そのうち、労働災害発生の急迫した危険がある等の違反があったとして、96の事業場(製造業36件、建設業55件、その他5件)に対して、使用停止命令等の行政処分^{*2}を行った。

* 1 労働者からの申告に基づくもの、及び労働災害を契機とするものを除く。

* 2 適法な安全措置を講じるまで機械・設備等の使用停止や、危険箇所への立入禁止等を命じる処分。

2 主要な事項別の違反状況

法違反が認められた事項のうち、最も多かった違反事項は図2のとおりであり、

①安全基準に関する事項 326 事業場 (18.5%)

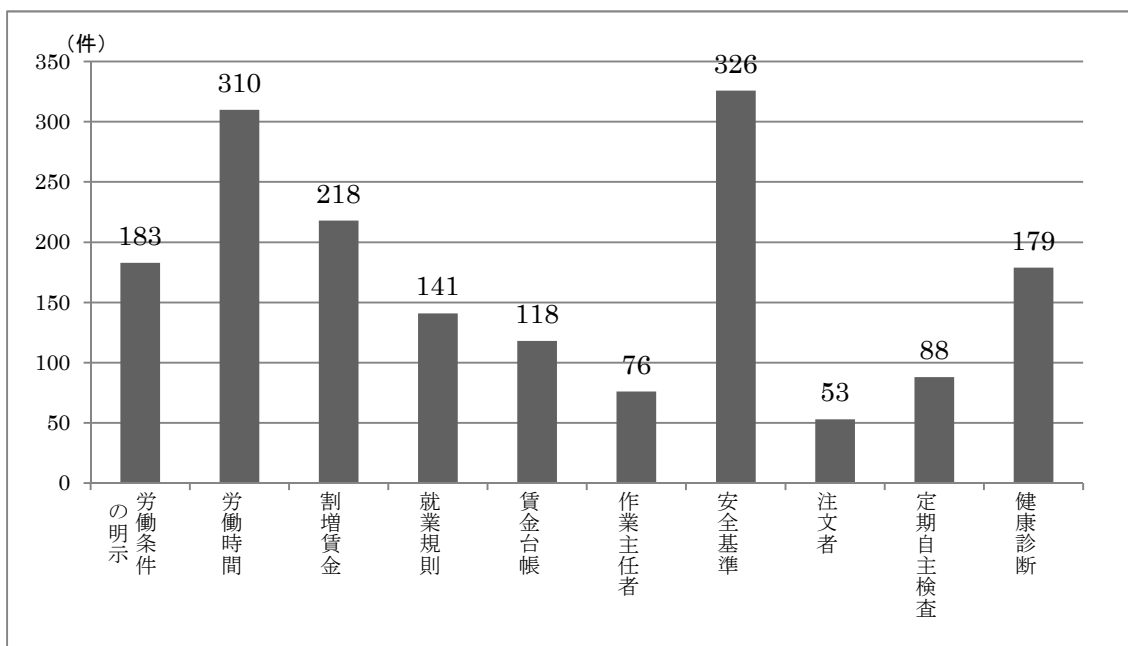
(※機械・器具や作業環境等について必要な措置を定めた事項)

②労働時間に関する事項 310 件 (17.6%)

③割増賃金に関する事項 218 件 (12.4%)

の順で、法違反が多く認められた。(表1参照)

図2 主要事項別の違反状況



*平成24年において違反件数が50件以上のもの。

表1 事項別の主な違反事例

事項	主な違反事例
労働条件の明示 (労基法15条)	・労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。
労働時間 (労基法32・40条)	・労使協定の締結・届出なく法定労働時間(1週40時間又は1日8時間)を超えて労働させている。 ・労使協定の範囲を超えた長時間の時間外労働をさせている。
割増賃金 (労基法37条)	・時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 ・割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
就業規則 (労基法89条)	・10人以上の労働者を使用するのに、就業規則を作成していない。 ・作成又は変更した就業規則を労働基準監督署長に届け出していない。
賃金台帳 (労基法108条)	・事業場ごとに賃金台帳を調整していない。 ・手当額、労働時間等の必要事項を賃金台帳に記載していない。
作業主任者	・足場の組立てや地山の掘削等、災害防止のための管理を必要とす

(安衛法 14 条)	る作業で、作業主任者を選任し作業指揮等をさせていない。
安全基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスや木工用の機械に有効な安全装置を設けていない。 ・足場に墜落防止用の手すり等を設けていない。 ・建設機械等との接触防止の措置を講じていない。
注文者 (安衛法 31 条)	・元請が下請労働者に足場等の設備を使用させる場合に、安全基準に適合したものとしていない。
定期自主検査 (安衛法 45 条)	・動力プレスやフォークリフト等の機械について、法定の自主検査を行っていない。
健康診断 (安衛法 66 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以内ごとに1回、定期健康診断を行っていない。 ・有機溶剤や特定化学物質の取扱い等の有害業務に従事する労働者に、6か月ごとに1回、特殊健康診断を行っていない。

* 労基法：労働基準法 安衛法：労働安全衛生法

3 参 考

表2 監督実施状況一覧（平成20～24年）

H20年	場数 監督実施事業	違反事業場数	違反率	分事業場数 使用停止等処 示	労働条件の明 示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	作業主任者	安全基準	注文者	定期自主検査	健康診断
製造業	304	208	68.4	6	29	100	67	32	9	17	42	0	20	41
鉱業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	255	149	58.4	29	6	6	8	4	4	11	81	32	7	8
運輸交通業	60	45	75.0	0	17	24	11	6	8	0	0	0	2	20
貨物取扱業	2	2	100.0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1
農林業	23	10	43.5	0	4	2	2	0	2	0	4	0	0	3
畜産・水産業	1	1	100.0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
商業	191	147	77.0	1	35	78	60	42	26	0	1	0	1	41
金融・広告業	8	4	50.0	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0	1
映画・演劇業	1	1	100.0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
通信業	2	1	50.0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
教育・研究業	2	1	50.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
保健衛生業	124	106	85.5	0	14	18	18	16	4	0	0	0	0	11
接客娯楽業	22	20	90.9	1	19	43	49	31	23	0	2	0	0	17
清掃・と畜業	1	1	100.0	0	5	13	5	8	2	0	1	0	0	5
その他の事業	22	12	52.5	0	14	5	3	5	1	0	0	0	0	14
合計	1068	744	69.7	38	154	294	227	146	81	28	132	32	31	162

H21年	場数 監督実施事業	違反事業場数	違反率	分事業場数 使用停止等処 示	労働条件の明 示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	作業主任者	安全基準	注文者	定期自主検査	健康診断
製造業	310	192	61.9	18	29	67	55	40	15	10	50	0	25	41
鉱業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	380	199	52.4	25	6	9	7	4	4	0	107	41	15	8
運輸交通業	59	43	72.9	0	17	22	23	12	12	3	0	0	4	20
貨物取扱業	7	4	57.1	0	1	1	2	0	0	1	2	0	0	1
農林業	22	17	77.3	2	4	3	2	2	4	0	6	0	0	3
畜産・水産業	4	4	100.0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0
商業	153	113	73.9	0	35	54	61	34	17	1	1	0	1	41
金融・広告業	7	6	85.7	0	0	3	0	1	2	0	0	0	0	1
映画・演劇業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信業	4	1	25.0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
教育・研究業	7	6	85.7	1	0	2	3	1	0	0	1	0	0	1
保健衛生業	71	65	91.5	0	14	37	34	23	12	9	1	0	0	11
接客娯楽業	51	44	86.3	0	19	25	27	13	12	9	0	0	0	17
清掃・と畜業	42	24	57.1	0	5	10	11	5	4	1	0	0	0	5
その他の事業	55	35	63.6	0	13	24	20	13	6	0	0	0	0	13
合計	1172	753	64.2	46	143	257	245	148	90	34	170	41	45	162

H22年	監督実施事業 場数	違反事業場数	違反率	使用停止等処 分事業場数	労働条件の明 示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	作業主任者	安全基準	注文者	定期自主検査	健康診断
製造業	344	248	72.1	28	43	89	60	30	20	8	89	0	45	46
鉱業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	528	318	60.2	61	7	9	12	7	2	20	149	75	16	6
運輸交通業	65	49	75.4	0	16	26	12	9	14	0	0	0	3	17
貨物取扱業	2	2	100.0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
農林業	52	19	36.5	0	1	1	1	1	0	2	13	0	2	3
畜産・水産業	3	2	66.7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
商業	218	167	76.6	2	51	89	77	37	34	1	6	0	7	38
金融・広告業	6	4	66.7	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	1
映画・演劇業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信業	3	1	33.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育・研究業	8	5	62.5	0	2	4	4	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生業	191	157	82.2	0	35	76	85	48	26	0	0	0	0	38
接客娯楽業	73	59	80.8	1	25	28	36	22	17	0	1	0	0	24
清掃・と畜業	24	22	91.7	0	10	13	8	8	8	0	1	0	0	8
その他の事業	44	22	50.0	0	10	11	13	5	4	0	0	0	0	6
合計	1561	1075	68.9	92	201	347	309	168	128	31	259	75	73	189

H23年	監督実施事業 場数	違反事業場数	違反率	使用停止等処 分事業場数	労働条件の明 示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	作業主任者	安全基準	注文者	定期自主検査	健康診断
製造業	435	348	80.0	78	58	132	81	35	26	34	179	0	70	97
鉱業	1	1	100.0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
建設業	432	274	63.4	44	16	17	16	6	6	15	156	51	14	8
運輸交通業	86	67	77.9	0	18	42	23	11	13	0	3	0	6	24
貨物取扱業	1	1	100.0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
農林業	39	13	33.3	0	4	3	4	3	3	1	5	0	2	1
畜産・水産業	6	2	33.3	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1
商業	158	136	86.1	1	60	57	64	28	44	1	4	0	4	47
金融・広告業	16	11	68.8	0	0	6	11	2	0	0	0	0	0	0
映画・演劇業	1	1	100.0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
通信業	4	1	25.0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0
教育・研究業	78	61	78.2	0	32	29	19	16	13	0	0	0	0	23
保健衛生業	276	231	83.7	0	64	113	98	43	45	0	0	0	0	67
接客娯楽業	51	42	82.4	0	19	17	22	9	10	0	1	0	0	12
清掃・と畜業	13	8	61.5	0	4	2	7	0	2	0	1	0	0	0
その他の事業	49	36	73.5	0	5	20	14	4	6	1	2	0	0	11
合計	1646	1233	75.0	125	281	440	361	158	170	52	353	51	96	292

H24年	監督実施事業 場数	違反事業場数	違反率	使用停止等処 分事業場数	労働条件の明 示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	作業主任者	安全基準	注文者	定期自主検査	健康診断
製造業	426	288	67.6	36	40	97	48	19	11	45	101	0	64	52
鉱業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	586	326	55.6	55	4	4	4	1	2	30	206	53	18	1
運輸交通業	118	87	73.7	0	17	47	20	15	29	0	2	0	1	27
貨物取扱業	4	2	50.0	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0
農林業	34	15	44.1	2	5	0	0	0	0	0	7	0	1	1
畜産・水産業	1	1	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商業	183	144	78.7	2	46	55	48	51	23	0	6	0	3	49
金融・広告業	11	8	72.7	0	1	6	4	0	1	0	0	0	0	0
映画・演劇業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信業	1	1	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育・研究業	9	5	55.6	0	2	4	2	1	1	0	0	0	0	2
保健衛生業	186	122	65.6	0	32	51	51	30	30	0	0	0	1	18
接客娯楽業	30	26	86.7	0	9	12	11	8	9	0	1	0	0	8
清掃・と畜業	128	63	49.2	0	26	22	18	14	8	0	1	0	0	19
その他の事業	44	23	52.3	0	1	11	11	2	4	0	1	0	0	2
合計	1761	1111	63.1	96	183	310	218	141	118	76	326	53	88	179